

貨物概要

赤ワインに塩を加えた物品で肉料理等の調理に使用するもの

(成分)

赤ワイン	98%
塩	2%
アルコール度数	12度

(参考)

ラベルに料理用の記載がある。

分類

関税率表第 2103.90 号 - 2 - - B (統計番号 2103.90-229) の混合調味料

分類理由

関税率表第 22 類注 1 には同類に含まれないものとして「料理用に調製したこの類の物品(第 22.09 項のものを除く。)で飲料に適しない処理をしたもの(主として第 21.03 項に属する。)」と規定しています。

したがって、赤ワインに、全重量の 2% に当たる塩が加えられ、飲料に使用することが困難なものであり、さらに料理用であることがラベルの記載から明らかである本品は、第 22 類には分類されず、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)